

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和5年11月16日（令和5年（行情）諮問第1048号）

答申日：令和7年3月12日（令和6年度（行情）答申第989号）

事件名：運航労務監理官研修に係る研修資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる13文書（以下、順に「文書1」ないし「文書13」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年6月26日付け柏研総第22号により国土交通大学校長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

処分庁が掲げる「2 不開示とした部分とその理由」は合理的な主張ではない。原処分を取り消し、処分庁が不開示とする部分を全て開示するとの裁決を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求について

本件開示請求は、令和5年5月28日付けで、法4条1項に基づき、処分庁に対して、本件対象文書の開示を求めたものである。

処分庁は、本件対象文書を特定し開示する一方、法5条1号、2号イ及び6号イに該当する部分について不開示とする一部開示決定をした（同年6月26日付け柏研総第22号（原処分））。

審査請求人は、同年8月15日付けで、国土交通大臣に対し本件審査請求を提起した。

（2）審査請求人の主張

（略：上記第2の2に同じ。）

（3）原処分に対する諮問庁の考え方

審査請求人は、原処分における「2 不開示とした部分とその理由」は合理的な主張ではないため、諮問庁に対し、原処分を取り消し、不開示とする部分を全て開示するよう主張する。しかし、審査請求人の主張は容れることができない。理由は以下のとおりである。

本件対象文書のうち不開示とした部分は、海上運送法、内航海運業法及び船員法等に基づく監査並びに海難等の事故原因調査など輸送の安全確保に関する情報を含むものである。この中には、特定の個人を識別できる情報を含み、これら特定の個人を識別できる情報は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。また、特定の法人を識別できる情報及び他の情報と照合することにより一定範囲の関係者が法人を特定できる情報を含み、これが公にされることにより当該法人の信用低下等につながり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、当該情報は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

次に、特定の事案の監査等が終了した後であっても、監査の方法・重点等が公になることにより、将来、監査を潜脱する行為がなされるおそれがあるような場合には、公にすることによる支障が生ずるおそれがある、といえる。本件対象文書のうち不開示とした部分については、監査業務執行上の一般的な方針・指示等の記載にとどまらず、監査業務執行上の具体的な方針・指示等の記載が認められ、監査業務において秘匿すべき調査手法等が記載されていることが認められる。したがって、本件対象文書の不開示部分が公開されることにより、監査の方法・重点等が公になり、将来、監査を潜脱する行為がなされるおそれがあり、公にすることによる支障が生ずるおそれがある、といえる。よって、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

以上のことから、原処分において法5条1号、2号イ及び6号イに該当する部分について不開示としたことは妥当である

2 補充理由説明書

原処分において不開示とした部分に係る不開示理由については、先に提示した理由説明書の内容により説明したところであるが、諮問庁において改めて検討を行い、審査請求のあった不開示部分に係る説明を以下のとおり補充する。

(1) 新たに開示することとする部分

別紙の2に掲げる部分については、不開示情報に該当するとまではいえないと判断し、新たに開示することとする。

(2) 不開示を維持する部分

別表に掲げる部分については不開示を維持することとする。具体的な不開示理由については表の5欄のとおりであり、同表の9に掲げる部分

を除く部分は原処分の不開示理由を維持するが、同表の9に掲げる部分については不開示理由を「法5条6号イ」から「法5条1号」に改める。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年11月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 令和6年12月11日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 令和7年2月4日 諮問庁から補充理由説明書を収受
- ⑥ 同年3月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、別紙の2に掲げる部分は新たに開示するが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）について、別表の番号9に掲げる部分の不開示理由を、法5条1号に改めた上で、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件対象文書を見分すると、令和5年度に開催された運航労務監理官研修に係る研修資料であり、運航労務監理官を対象として、監査実務や捜査実務等、業務遂行のために必要となる専門的な知識を教授することを目的とするものであると認められる。不開示維持部分は、別表の番号1ないし10の2欄及び3欄に掲げる部分であり、諮問庁は当該各部分を法5条1号、2号イ及び6号イに該当することから不開示とすべきとしている。

(1) 別表の番号1ないし5に掲げる不開示部分について（法5条6号イ該当性）

ア 当該各部分の不開示理由について、諮問庁はおおむね別表の番号1ないし5の5欄のとおり説明する。

イ 当該各部分を開示することにより生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

ウ したがって、当該各部分は、法5条6号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表の番号6ないし8に掲げる不開示部分について（法5条2号イ該

当性)

ア 当該各部分の不開示理由について、諮問庁はおおむね別表の番号6ないし8の5欄のとおり説明する。

イ 当該各部分を開示することにより生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

ウ したがって、当該各部分は、法5条2号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表の番号9及び10に掲げる不開示部分について（法5条1号該当性）

ア 当該部分の不開示理由について、諮問庁はおおむね別表の番号9及び10の5欄のとおり説明する。

イ 当該各部分には、個人を識別できる情報が記載されており、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であると認められる。また、同号ただし書該当性について検討すると、上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められないことから、同号ただし書イないしハに該当するとは認められない。

法6条2項による部分開示の可否を検討すると、当該各部分は個人識別部分であることから、同項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、当該各部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号イ及び6号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙

1 本件対象文書

- 文書1 オリエンテーション【令和5年度 専門課程 運航労務監理官研修〔基礎〕】資料
- 文書2 令和5年度 運航労務監理官研修【基礎】意見調査票1
- 文書3 令和5年度 運航労務監理官研修 意見調査票2
- 文書4 節電対策について
- 文書5 知床遊覧船事故を踏まえた監査のあり方
- 文書6 令和5年度運航労務監理官研修運航管理監査（総論）
- 文書7 船員労務監査（総論）
- 文書8 船員労務監査について
- 文書9 「特別監査と安全確保命令」
- 文書10 運航労務官研修
- 文書11 犯罪事実について
- 文書12 自動車監査業務の概要
- 文書13 令和5年度 運航労務監理官研修基礎～労働基準監督業務の概要～

2 諮問庁が新たに開示している部分

- (1) 文書6の13頁（検査・監査情報共有のフローチャート）における不開示部分のうち、赤枠外の記載
- (2) 文書8の12頁（監査業務へのポイント付加制）における上から一つ目の不開示部分のうち、上から7行目の記載
- (3) 文書9の8頁（2. 安全確保命令等 事例③）における不開示部分
- (4) 文書12の6頁、7頁及び13頁における不開示部分

別表 不開示維持部分

1 番号	2 文書番号	3 不開示部分	4 根拠条文（法5条）	5 不開示理由
1	文書6	2 頁ないし 6 頁、8 頁ないし 1 1 頁、1 3 頁（別紙の 2（1）に掲げる部分を除く。）	6 号イ	当該部分は、運航労務監理官が実施する、海上運送法、内航海運業法、船員法等に基づく監査や海難等の原因調査など船舶の航行の安全確保に関する情報を含むものであり、運航管理監査及び船員労務監査に関する監査業務執行上の一般的な方針・指示等の記載にとどまらず、監査業務執行上の具体的な方針・指示等とともに、運航管理監査及び船員労務監査の監査業務において秘匿すべき調査手法等が記載されている。これらの情報を公にすれば、運航管理監査及び船員労務監査における監査の方法・重点等が明らかになり、監査の対象となる者によって対策が講じられ、運航労務監理官の行う監査、犯罪捜査から逃れることを容易にし、又は助長する等、監督指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断したものであり、不開示を維持すべきであると考え。
2	文書7	4 頁ないし 7 頁		
3	文書8	2 頁、4 頁ないし 6 頁、8 頁、9 頁、1 1 頁、1 2 頁（別紙の 2（2）に掲げる部分を除く。）		
4	文書9	4 頁、1 0 頁、1 1 頁、1 4 頁下段、2 0 頁上段左側の上から三つ目ないし六つ目の不開示部分、上段右側の上から四つ目の不開示部分、下段左側の上か		

		ら一つ目及び二つ目の不開示部分		
5	文書 1 2	1 2 頁		
6	文書 9	1 2 頁ないし 1 4 頁上段、1 5 頁、1 6 頁	2 号イ	当該部分には、過去に実際にあった事案に関する違反の詳細が記載され、かつ、特定の法人を識別できる情報及び他の情報と照合することにより一定範囲の関係者が法人を特定できる情報が記載され、これを公にすれば、当該法人が指導監督の対象となったこと及び違反の詳細が明らかとなり、当該法人の信用低下等につながり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イに該当すると判断したものであり、不開示を維持すべきであると考え。
7		2 0 頁上段左側の上から一つ目、二つ目及び七つ目の不開示部分、上段右側の上から一つ目及び二つ目の不開示部分、下段右側の不開示部分		
8	文書 1 2	8 頁、9 頁		当該部分には、大雪時に高速道路で立ち往生を起こしたと通報があった法人名が記載されており、これを公にすれば、当該法人の信用低下等につながり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イに該当すると判断したものであり、不開示を維持すべきであると考え。
9	文書 9	3 頁	1 号	当該部分には、監査業務遂行中の運航労務監理官の顔が判別できる写真が添付されて

			おり、当該情報は個人を識別できる情報であるため、法５条１号本文前段の不開示情報に該当する。 国土交通省において、職員の顔写真については、事務次官や一部の幹部等、人事異動の際などに顔写真が提供されている場合は法５条１号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当するが、本件運航労務監理官の顔が判別できる写真については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。 このため、原処分における法の適用条項について「法５条６号イ」を、「法５条１号」に改めた上で、不開示を維持する。
10		20頁上段 右側の上から三つ目の 不開示部分	当該部分には、特定の個人を識別できる情報が記載されており、法５条１号本文前段の不開示情報に該当する。当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。